

別紙様式

秋田県・市町村協働政策会議の協議事項について

団体・部局名 人口戦略部

項 目 名	「秋田移住ブーストキャンペーン」の市町村との連携について
提 案 要 旨	「秋田移住ブーストキャンペーン」と各市町村の移住施策に連携して取り組むことで、それぞれの事業の効果を最大限高める。
理 由 (背景等)	<p>県では、本県への移住の流れを加速させるため、令和8年度から2年間限定で「秋田移住ブーストキャンペーン」を実施する。</p> <p>本キャンペーンでは、秋田暮らしの魅力等の効果的なプロモーションや首都圏でのイベントの開催(10/18)により、移住潜在層の掘り起こしを図るほか、若者や子育て世帯をメインターゲットとしたデジタル商品券の交付により移住の決断を後押しすることで、総合計画に掲げた「2028年社会減1990人」の達成に向けてスタートダッシュを切りたいと考えている。</p> <p>本キャンペーンの実効性を高めるためには、県と市町村がそれぞれの強みや保有する情報・資源を最大限に生かし、一層の連携強化を図っていく必要がある。</p>

本キャンペーンのメインターゲット

首都圏に在住する本県出身者（若者・子育て世帯を含む）
本県に興味のある方、地方移住に興味のある移住潜在層

移住施策のメインターゲット

首都圏に在住する本県出身の若者や子育て世帯

移住における行動変容のステージ

知る

交流・体験する

決める・住む

総合プロモーション (認知度の向上)

- 統一的なキャッチコピーやロゴの使用
- 首都圏イベントやデジタル商品券交付事業のPR
- 今の秋田の魅力の発信 等



首都圏イベント (交流・体験機会の提供)

- 日時：令和8年10月18日(日)
- 場所：東京国際フォーラム
- 内容：ステージイベント、市町村ブース、飲食・物販ブース、体験ブース 等



デジタル商品券の交付 (経済的支援)

- 移住に係る初期費用の負担軽減及び定着支援のため、最大110万円のデジタル商品券を交付し、移住の決断を後押し
- 申請開始：8月～
- 交付開始：9月～



別紙様式

秋田県・市町村協働政策会議の協議事項について

団体・部局名 産業労働部

項 目 名	陸上風力発電所の安全対策について
提 案 要 旨	陸上風力発電所の安全確保に向け、地元の地方公共団体として実施可能な対策を講じていく必要があり、県と関係市町が連携して取組を進める。
理 由 (背景等)	<p>昨年5月に発生した新屋浜風力発電所（秋田市）におけるブレード落下事故から1年足らずで風の王国・男鹿風力発電所（男鹿市）においてブレード折損事故が発生しており、風力発電に対する県民の不安が高まっている。</p> <p>風力発電設備は、電気事業法に基づいて国が安全基準を定めており、点検は、自主保安の原則により、発電事業者に委ねられているが、県民の不安払拭に向け、安全性を確保するための取組を、県と市町が引き続き連携して進めていく必要がある。</p>

陸上風力発電所の安全対策について

1 風の王国・男鹿風力発電所事故後の県等の対応

- 4月12日 職員が現地を確認し、事故の経緯や現場の状況等を発電事業者からヒアリング
- 4月13日 注意喚起文書（適切な保守管理と事故発生時の速やかな報告）を県内の全風力発電事業者（60社）に発出
発電事業者、保守点検事業者、県、男鹿市で現地確認を実施
- 4月14日 経済産業省関東東北産業保安監督部で現地調査を実施
知事が経済産業省への緊急要望を実施

要望内容

- 1 風力発電設備の緊急点検の実施
- 2 風力発電設備周辺の安全確保対策の実施
- 3 原因の早期究明と安全基準等の見直し

- 4月15日～ 事故と同型の風車が設置され、公園等の人の往来の多い県有地への立入規制を実施（能代市2か所、由利本荘市1か所）
※メンテナンス事業者の緊急点検等により安全性が確保されるまでの間
- 4月22日 男鹿市長が経済産業省への緊急要望を実施

緊急要望の内容

- 1 事故原因の早期究明
- 2 設備の安全基準及び点検のあり方の速やかな見直し
- 3 緊急時の連絡先としての立地自治体の明確化

- 4月22日 発電事業者が事故調査委員会を設置
風力発電設備が設置されている関係9市町と安全確保対策に関する連絡会議を開催
（※公園や浜辺等の市有地に設置された発電所への立入制限の実施について協力を依頼するとともに、各市町においても、事故発生後に設置事業者に対し注意喚起を電話や通知文書にて実施済みであること等を共有）

2 県の安全確保に向けた取組

(1) 秋田大学と連携した風力発電設備の先進的点検技術の研究開発

期 間 令和8～10年度

研究内容 AI活用による判定評価に向けた点検データの集積・分析

(2) 県内企業が行う先進的点検機器の導入への助成（補助率1／2、限度額250万円／件）

3 今後の対応

(1) 経済産業大臣に対し、事故原因の早期究明や安全基準等の見直し等を要望予定（5月29日 知事）

(2) 国の電気設備の安全対策に関する審議会に関する情報等の共有（関係9市町）

【参考情報】

発電所名 : 風の王国・男鹿風力発電所
事業会社 : 株式会社風の王国・男鹿（男鹿市）
所在地 : 男鹿市船越字一向地内
運転開始時期 : 平成28年11月
風力発電機型式 : エネルコン社製（ドイツ）E-82
定格出力 : 7,480kW（1,870kW×4基）
保守点検事業者 : 株式会社日立パワーソリューションズ

参考：新屋浜風力発電所ブレード落下事故の事故原因について

- ・2017年の落雷時に電流を地面に逃がせずブレード内部のCFRP部品が損傷。
- ・損傷はブレード内部からのみ確認でき、メンテナンス会社の点検範囲外であったため、通常点検で発見できず。
- ・その後の運転により損傷箇所が拡大し、ブレードが折損。

秋田県・市町村協働政策会議の協議事項について

団体・部局名 生活環境部

項目名	ツキノワグマによる被害防止対策について
依頼要旨	<p>ツキノワグマによる人身被害や農作物被害が毎年発生しており、昨年度は人身被害が59件(67名)発生し、うち4名が死亡している。</p> <p>今年も4月に入りクマの目撃件数が大幅に増加していることから、県では4月10日に「ツキノワグマ出没注意報」を、4月14日に「ツキノワグマ出没警報」を発令し注意喚起を行っているが、5月5日、今年度初の人身被害が発生した。</p> <p>「人の生活圏における人身被害ゼロ」という県の目標は不達成となったが、これ以上の被害を生じさせないよう、引き続き、県と市町村が連携して、人の生活圏への出没抑制や出没時の体制整備等の総合的な被害防止対策を推進する必要がある。</p>
理由 (背景等)	<p><u>1 管理強化ゾーンでの管理捕獲対策</u> 人の生活圏への出没抑制に向けては、管理強化ゾーンにおける管理捕獲が極めて重要であることから、その捕獲に対し特別奨励金(1頭当たり5万円)を支給することとしており、市町村における取組強化をお願いします。</p> <p><u>2 ガバメントハンター等の確保・育成</u> 国の交付金を活用したガバメントハンター等の確保・育成や、職員の狩猟免許の取得促進などの取組の強化をお願いします。</p> <p><u>3 被害防止体制の整備</u> 農作物への被害防止のための電気柵や箱わなの設置、装備品の購入など、国の交付金を活用しながら各市町村の実情に応じた取組を進めていただくようお願いします。</p> <p><u>4 県民への情報発信の強化と通学時の安全確保の徹底</u> 県民の安全・安心の確保に向けて、県や市町村によるクマ被害防止対策に関する情報を一元的に共有し、必要に応じて発信するため、速やかな情報提供をお願いします。 また、登下校時の安全確保に向けた取組の強化をお願いします。</p> <p>※参考(その他のクマ対策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○狩猟免許等の取得や銃器購入への支援 ○AIカメラでクマを判別し通知するシステムやドローン等による出没エリアのパトロールなどの実証 ○学校、森林、河川等での伐採・藪の刈り払い ○クマの生態等の調査研究 ○クマダスの運用やスマートフォンアプリの開発

県・市町村間の業務の更なる協働・連携に向けた取組について

持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向け、連携により得られる県と市町村全体のメリットがデメリットをカバーできるのであれば一体的に実施するという「全体最適」の考え方にに基づき、今年度は以下の取組を進めてまいりたい。

1. 「固定資産税事務における広域連携モデル構築事業」の実施

- 目的：県と市町村の連携強化による効率的で質の高い税務行政の実現
- 内容：衛星画像の共同調達やモデル地域における家屋評価の共同処理など、固定資産税業務の連携の具体化に向けた検証

2. 県北地域の生活保護業務にかかる検討会の開催

- 目的：県が行う県北町村分の生活保護業務における最適な業務のあり方の検討
- 参加者：県（総務部、健康福祉部、北・山本福祉事務所）、鹿角市、小坂町、北秋田市、上小阿仁村 など
- 開催時期：7月上旬

3. 「今後の行政サービスのあり方を考える地域懇談会」の開催

- 開催時期：10月～12月
- 場所：県北・県央・県南の3会場（一般公開あり）
- 内容：地域振興局業務の見直し状況、
県や市町村間の連携により最適化が図られる具体の業務について など

秋田県防災基本条例(仮称)の制定について

現状

- 近年、全国的に大規模災害が激甚化・頻発化し、本県では、令和4年度から4年連続で、大雨により甚大な被害が発生している。
- 少子・高齢化の進行、地縁的なつながりの希薄化等により地域コミュニティが衰退傾向にある。

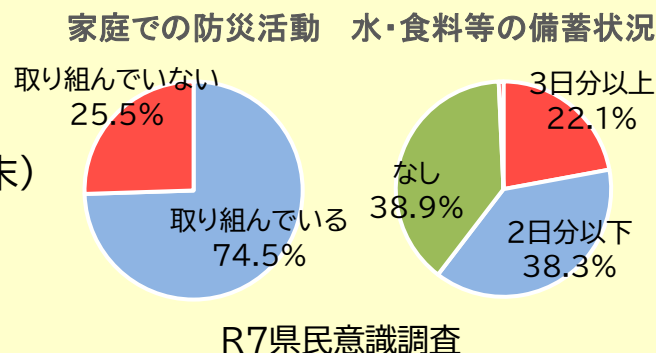


他都道府県の条例制定状況(令和8年2月1日現在)

- 23道府県において防災対策に関する条例を制定。
- 北海道東北地方8道県においては、震災対策条例(宮城県)、令和7年度制定予定(青森県)を含めると、当県のみ未制定。

課題

- 県内の防災意識は高いとは言えない状況
- 防災士の認証登録者数は、1,874名で全国45位(R7年3月末)
- 自主防災組織の組織率は、72.0%で全国44位(R7年度)
- これまでの災害への対応や課題が風化するおそれ



有識者の意見

- 公助だけでは激甚化・頻発化している災害には対応しきれないため、自助・共助の意識を高めていく必要がある。(秋田大学:水田教授)
- 人口減少や高齢化により、自助の重要性が高まっており、防災・減災行動の更なる促進が必要。(日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部:及川講師)

条例制定の必要性

- 本県では、ハード・ソフトの両面から、絶え間なく公助(県、市町村及び防災関係機関が実施する対策)による取組を続けているところであるが、想定外の大規模災害が発生した場合には、その限界も懸念される。
- 県民一人ひとりの防災意識を高め、自助(自らの命は自らが守る)、共助(地域住民で助け合う)の取組を強化するとともに、公助の取組とあわせて総合的・一体的に推進し、災害に強い地域社会を構築することが重要。



家庭内備蓄(自助)

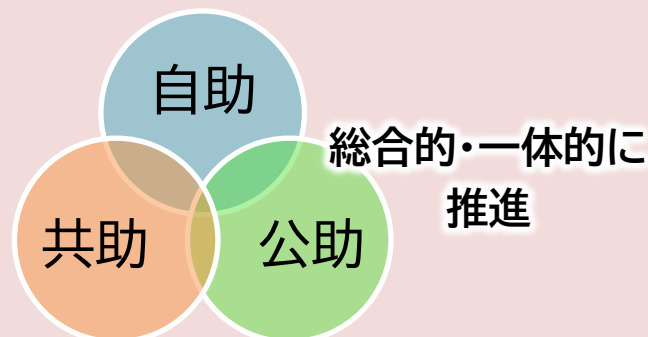


自主防災組織の訓練(共助)

秋田県防災基本条例(仮称)

- ◆防災に関する基本理念を規定
- ◆県民、事業者、自主防災組織、県など防災対策の各主体の役割、取組等を明確化
- ◆県民防災の日、防災週間を規定 等

※制定に向け、県民アンケートを実施予定



災害に強い地域社会の構築

スケジュール

- 令和8年5~10月 第1、2回検討会議
- 10月 防災シンポジウム等
- 12月議会 総務企画委員会に素案を提出
- 12月 パブリックコメント
- 令和9年1月 第3回検討会議
- 2月 県議会へ条例案を提出
- 3月 条例案の議決
- 条例の公布・施行

アキタコアベース（秋田県あきた暮らし・交流拠点センター）について

概要

アキタコアベースにおいて、秋田での暮らしや秋田に関心のある人達等に向け、様々な交流イベントや大学訪問等を実施し「移住潜在層」の拡大を図るとともに、移住・就職・学生就活のワンストップ相談を東京・秋田の二拠点で切れ目なく行い、本県への移住や回帰を促進する。

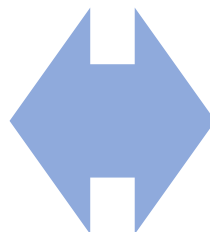
首都圏における移住潜在層の掘り起こしと両拠点の連携による一貫した支援を実施

東京オフィス

県職員3名+相談員3名

コアな情報発信等による移住潜在層・関心層の掘り起こし

- ☑ 県出身者や秋田に興味のある方の関心を惹くイベントの開催や情報発信
- ☑ 移住・就職相談会の開催、大規模フェアへの出展による潜在層・関心層への訴求
- ☑ 大学訪問、学内就職相談会への参加による県外大学生へのアプローチ



秋田オフィス（R8.4.1アトリオン5階に開設）

相談員3名

移住の実現に向けた支援

- ☑ 相談者ニーズに対応した企業求人の開拓、情報提供
- ☑ 市町村や関係機関と連携した秋田暮らしに向けたきめ細かな支援



「災害中間支援組織」の設置について

課題

災害の頻発化・激甚化に対し、行政や個人ボランティアのマンパワーやスキルのみでの被災者支援には限界がある。

解決策

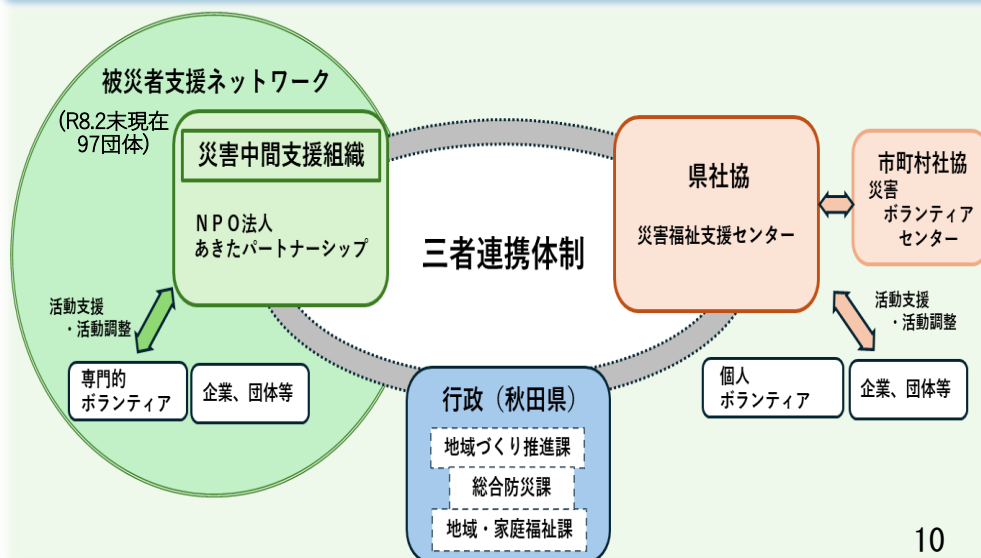
行政、社協、専門的なスキルを有するNPOや企業など、**多様な主体が連携**して取り組むことが必要。

目的

多様な支援主体間の活動調整や情報共有等を行うことにより**連携を推進し、効果的な被災者支援を行う**。

「災害中間支援組織」・・・被災者のため、自発的かつ組織的に支援を行うNPO等の活動をサポートし、行政・社協・NPO等などのセクター間の連携を進め、課題解決のための被災者支援コーディネーションを行う組織

行政・県社協・NPO等の三者連携ができる体制を整備



設立目標

令和8年6月（出水期前）

組織の概要

- **活動主体**
特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ
(拠点：遊学舎) ※ 当面は県が運営を支援
- **活動範囲**
秋田県全域（必要に応じて県外での活動も行う）
- **主な活動内容**
 - 【平時】 NPOや企業等との連携強化
人材育成
広報・啓発
 - 【災害時】 情報の収集・発信
被災者支援に係る調整
支援物資の受入・管理
 - 【災害後】 被災者への継続した支援の調整

令和8年度の主な取組

- 関係機関（県内外の団体等）との連携
- 情報共有会議（仮称）（3回程度開催予定）
- 被災者支援コーディネーターの育成（研修）
- 被災者支援ネットワーク参加団体との勉強会（県内3地区）

◎組織の設置・運営にあたり、市町村の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

地域運営組織の形成に向けた取組について

人口戦略部

現状・課題

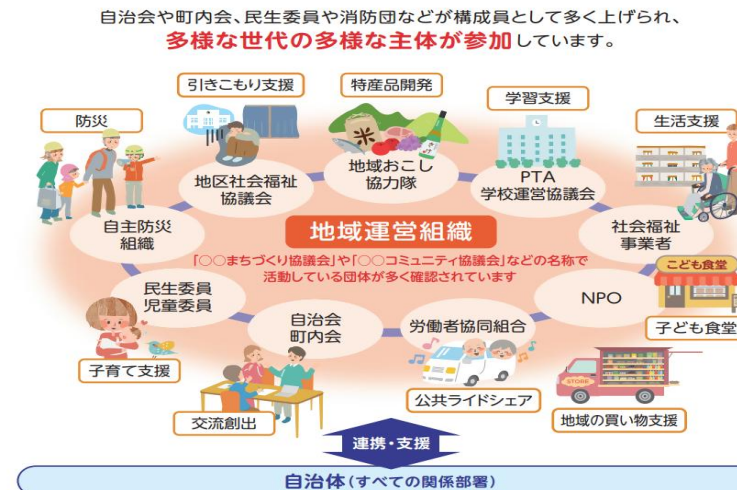
- 「元気ムラ」など住民が自主的に地域運営に取り組んだ地域であっても、活動の担い手不足、利用者(参加者)の減少により、活動が困難となるケースが顕在化。
- 自治会のみでは、地域コミュニティを維持することが困難となるケースが、今後、増えるおそれがある。

県の取組

- R7年度は、市町村を順次訪問し、地域運営組織(RMO)の必要性等について説明。
- R8年度は、RMOの形成に関する市町村用の手引書の作成、中間支援者の確保・育成に向けた研修会の開催を予定。

地域運営組織 (RMO:Region Management Organization の略)とは

- 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、
- 地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、
- 地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。



<出典:総務省パンフレットを加工して作成>

依頼事項

人口減少下の適応策として
RMO形成に向けた
取組の実施・検討

県が作成する手引書への協力
(事例紹介・意見出し等)

県が開催する研修会への参加
(行政職員・集落支援員)

「心が動くあきたの観光」の実現に向けて

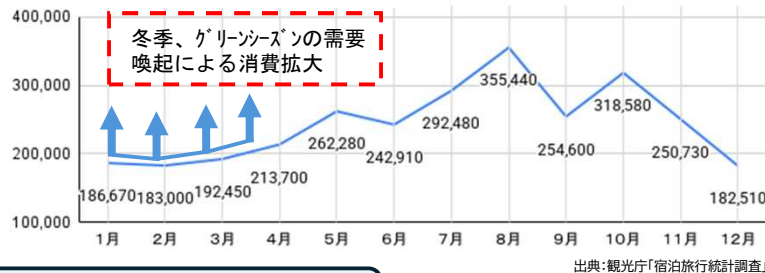
観光文化スポーツ部

県の総合計画においては、秋田ならではの体験コンテンツや快適な受入環境の整備、ターゲットに届く効果的なプロモーションの実施を通じた「心が動くあきたの観光」の実現を掲げ、その成果指標として次の2つの指標を設定している。高い数値目標を達成するためには、市町村やDMO、事業者等との足並みを揃えた取組が不可欠であることから、更なる連携をお願いしたい。

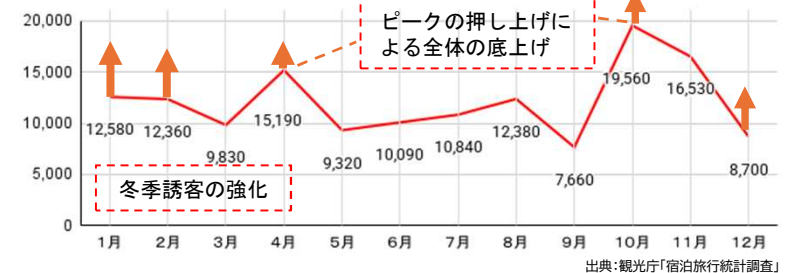
	R6実績	R8目標	R9目標	R10目標	R11目標
旅行消費額(国内+インバウンド)(億円)	1,270	1,634	1,853	2,102	2,384

	R6実績	R8目標	R9目標	R10目標	R11目標
外国人延べ宿泊者数(千人泊)	119	188	226	273	331

R 7 延べ宿泊者数 (単位：人泊)



R 7 外国人延べ宿泊者数 (単位：人泊)



R 8 の県の主な取組

- 繁閑差を解消し通年観光を推進するため、冬季に加え、グリーンシーズンにおける閑散期（夏休み前まで）について、宿泊クーポンの発行等により誘客を促進する。
- 本県の観光情報が数多く存在し、検索や予約ができるよう、Google Maps・OTAサイトへの登録支援や国内・海外向け県観光情報サイトの改修等により、「旅マエ」「旅ナカ」に訴求するデジタル環境の構築を進める。
- 東アジア、東南アジアの主要5か国（台湾、香港、中国、タイ、韓国）のリピート層をメインターゲットとして市場ごとのデータ分析に基づいたプロモーションを展開する。

<市町村への依頼事項>

- データ収集等によるニーズの把握や「誰に、何を、どのように」届けるかなど、マーケティングを意識しながら、地域の事業者等と連携した観光コンテンツの磨き上げや二次交通の整備、多言語対応の充実、Google Mapsへの登録促進等を行い、選ばれる観光地づくりの実現に向け、共通認識を持って取組を進めていただきたい。



秋田県「得旅キャンペーン」
第一弾

【クーポン配布期間】
2026.5. 7 (木) ～7.30 (木)
【宿泊対象期間】
2026.5.15 (金) ～7.31 (金)

あきた農林水産ビジョンの推進について

農林水産部

1 日本の食を支える農業を実現する

① 産地を支える担い手の確保・育成

- ・就農希望者の多様なニーズに対応した総合的な就農支援
- ・地域計画に位置づけられた担い手の規模拡大や複合化への取組を支援

POINT

【官民連携のプラットフォームを核とした担い手の育成】

- ・水稲などへの就農希望者の呼び込みとマッチング支援
- ・正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農の推進
- ・雇用就農を通じた大型農業機械の免許取得や操作技術の習得



産地を支える担い手

② 需要に応じた米生産と土地利用型作物の生産性の向上

- ・乾田直播栽培など超省力・低コスト生産の実証
- ・サキホコレの高品質・安定生産と戦略的な情報発信
- ・大豆の単収・品質の向上に向けた技術指導の強化



乾田直播栽培（播種作業）

③ 収益性の高い複合型生産構造の確立

- ・生産基盤の強化により「稼ぐ」園芸・畜産産地へ
- ・園芸品目の単収向上技術や高温対策技術の普及
- ・秋田牛の資質向上と生産拡大によるブランド力の強化
- ・ECSや大豆WCSなどの自給飼料の増産に向けた実証



県有種雄牛「宝乃国」

④ 農畜産物の付加価値向上と販路拡大

- ・首都圏や関西圏での新たな販路拡大と効率的な物流の構築
- ・異業種連携による6次化商品の開発・販売支援



タイでのトップセールス

POINT

【東南アジアを中心とした農畜産物の輸出拡大】

- ・令和11年までに輸出額を40億円に拡大
- ・既存商流の拡大と新規輸出先の開拓
- ・大手輸出商社と連携したテストマーケティングの実施

⑤ 脱炭素に貢献する農業生産の推進

- ・農薬・化学肥料低減体系への転換の促進

⑥ デジタル化等による飛躍的な生産性の向上

- ・省力化や単収向上に向けた新たなスマート技術の開発
- ・水田の大区画化や排水対策など農業生産基盤の整備



大区画ほ場でのスマート農機の作業

2 森の恵みを未来へつなぐ林業・木材産業を実現する

① 林業を支える人材の確保・育成

- ・秋田林業大学校を核とした人材の育成とAターンの促進
- ・女性や若者が働きやすい就労環境の整備



林業大学校での実習の様子

② 脱炭素に貢献する再造林の拡大

- ・造林者と伐採者が連携するネットワークの構築
- ・森林由来のJ-クレジットの普及啓発

③ 生産・供給体制の強化と県産材の販路拡大

- ・県内外における県産材の利用拡大と台湾への輸出促進
- ・生産管理の効率化に向けたICTの導入促進

POINT

【第50回全国育樹祭を契機とした森づくりの気運醸成】

- ・実施計画、宿泊・輸送計画の策定
- ・お手入れ会場（北欧の杜公園）の整備工事
- ・シンポジウムなどの関連行事の実施



第48回全国育樹祭（宮城県）

3 環境変化に対応した新たな水産業を実現する

① 漁業を支える人材の確保・育成

- ・あきた漁業スクールを核とした人材の確保・育成

② つくり育てる漁業の推進

- ・収益性の高い魚種の種苗生産・育成技術の開発
- ・漁港内静穏域を活用した蓄養殖の推進



南方系魚種「アカアマダイ」

③ 新たな漁業への挑戦

- ・海洋環境の変化に対応した漁獲対象魚種・漁法への転換

4 活力あふれる明るい農山漁村を実現する

① 次世代につなぐ持続可能な農山漁村の形成

- ・農村RMOの形成に向けた取組への支援
- ・関係人口の拡大に向けた半農半Xの取組への支援

② 農山漁村ならではの多様なビジネスの創出

- ・地域資源を活用したオンリーワンビジネスの創出



農泊ビジネス

POINT

【ツキノワグマの被害防止対策】

- ・クマとの棲み分けに向けた緩衝帯の整備
- ・市町村等が行う電気柵や捕獲機材の整備への支援（R8から生活環境部へ移管）

③ 防災・減災対策と施設の長寿命化の推進

- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策や山地災害の復旧・予防対策等の実施

あきた賃上げ 緊急支援金



秋田県では、従業員の賃金を一定額以上引き上げた中小企業等を対象に、
1人あたり最大5万円の支援金を支給します。
(1事業所あたり**上限50万円**)

支給対象者	<p>① 法人 県内に事業所を有する中小企業、またはこれに準ずる者(公益法人、協同組合等を含む) (詳しくは裏面へ)</p> <p>② 個人 税務署に開業届出書を提出し、従業員を1名以上雇用して事業を行っている者</p>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> 週所定労働時間が30時間以上の正規雇用労働者1人あたり：5万円 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の正規雇用労働者1人あたり：3万円 非正規雇用労働者(パート・アルバイト等)1人あたり：3万円 <p>※非正規雇用労働者の場合、週所定労働時間が20時間以上である必要があります。 ※申請後、1年間は雇用を継続する見込みである必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1事業所あたり：上限50万円 <p>※事業所とは、事務所(本社、支社、営業所など)、店舗、工場などを指します。</p>
支給要件	<p>令和7年8月25日から令和8年3月31日までの間に、 時間給1,000円以下の従業員を1,031円以上に引き上げること。</p>
受付期間	<p>令和8年1月5日(月)～令和8年6月30日(火)(予定)</p>

申請方法については裏面をご覧ください \

支援金申請について



必要書類

- ① 申請書兼請求書
- ② 支給対象労働者一覧
- ③ 支給対象労働者に係る労働条件変更通知書の写し
- ④ 貸金台帳の写し(貸金改定前月及び貸金改定月分)
- ⑤ 口座振替依頼書
- ⑥ 支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑦ 法人の場合は、履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内のもの)
- ⑧ 個人事業主の場合は、直近の確定申告書(「青色申告」又は「白色申告」)の写し
- ⑨ その他知事が必要と認める書類

支給対象事業者

法人の場合 次のチェック項目すべてに該当する者

- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等(宗教法人を除く)、協同組合等及び普通法人に該当(※)する者であること。
- 県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。

※次の①から⑥のいずれかに該当する者は除く

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者(同窓会、同好会等)
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者(後援会等)
- ④ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
- ⑤ みなし大企業

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

業種	資本金等の総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

個人の場合 次のチェック項目すべてに該当する者

- 秋田県内税務署へ開業届を提出していること。
- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であること。

法人・個人共通事項 次のチェック項目すべてに該当する者

- 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用していること。
- 秋田県税に未納がないこと。
- 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員(以下、「暴力団等」という。)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
- 運営費の過半について、国又は地方公共団体からの補助や助成を受けていないこと。

申請方法



ホームページからの申請がスムーズです

ホームページから申請

- Step 01 申請特設ページにアクセス
- Step 02 申請フォームに必要事項を入力
- Step 03 提出書類を添付して送信

申請完了

郵送で申請

- Step 01 所定の申請用紙に必要事項を記入
- Step 02 提出書類を同封の上、下記へ郵送

【送付先】
〒010-0965 秋田県秋田市八橋新川向2-19
「秋田県賃上げ緊急支援事業事務局」宛

申請完了

お問い合わせ 秋田県賃上げ緊急支援事業事務局
TEL:018-827-7113 info@akita-chinage.jp

申請特設ページはこちら
<https://akita-chinage.jp/>



あきた版 水の官民連携 (W-PPP※) の推進

※ウォーターPPP(Public-Private Partnership)

広域化・共同化



官民連携

課題(人・モノ・カネ)の克服 → 事業運営の一体化を推進

今までの取り組みと成果



①複数自治体の包括民間委託
管路維持管理共同発注
【1期:R4-R6~2期:R7-R8】

秋田県	湯上市	五城目町	井川町
男鹿市	三種町	八郎潟町	大潟村



②事務を補完する体制構築
官民補完組織
(株)ONE・AQITA設立【R5.11】

秋田県	25市町村	民間事業者
-----	-------	-------



③汚泥の広域資源化事業
県北:土壌改良補助材料

秋田県	大館市	鹿角市	八峰町
能代市	北秋田市	小坂町	藤里町

県南:コンポスト製造

秋田県	横手市	湯沢市	美郷町
	大仙市	仙北市	羽後町



④処理場のエネルギー供給拠点化
・脱炭素先行地域に選定
・消化ガス利用+敷地に再エネ施設

秋田県	民間事業者
-----	-------

国が進める 水の官民連携 (W-PPP)

▼W-PPPレベル3.5の4要件

①長期契約 ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア
専門職員不足に直面する上下水道事業の持続性を確保

「水の官民連携(ウォーターPPP)」を実行することで得られるメリット

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 1. 上下水道サービスの持続性と安定供給の確保 | 4. 民間事業者の創意工夫や最新技術の活用 |
| 2. ライフサイクルコスト(LCC)の最適化と財政負担の軽減 | 5. 官民双方の事務負担の軽減 |
| 3. 汚水管改築に係る国費支援(交付金等) | 6. 地方公共団体の体制補完と技術継承 |

令和9年4月から交付金の要件化(管渠の改築に係る国費支援)

実施

流域下水道 臨海処理区

- 準備期間: 令和6年度~令和8年度
- 事業開始: 令和9年4月~(10年間)

秋田県	湯上市	五城目町	井川町
男鹿市	三種町	八郎潟町	大潟村

第3期 管路維持管理 W-PPP R9.4~

- ◆第2期の維持管理包括委託をレベルアップ
- 【事業者選定】令和8年度
- ・事業範囲(臨海処理区8自治体)
- ・R8スケジュール(案): 公募開始7月~事業者選定~契約2月

全県域に拡大

検討開始

上下一体 広域型 W-PPP 導入検討

➢ 県と市町村の上下水道を含めた導入検討を開始

- ・ブロック別の広域型W-PPPスキーム
- ・上下水道一体型W-PPPスキーム
- ・ブロック別導入ロードマップ

秋田県	25市町村
-----	-------

県と市町村の間で「生活排水処理事業連絡会議」等を通じて
現状把握と課題の整理を進めます



令和8年度秋田県住宅リフォーム推進事業の拡充について

令和8年5月18日
建設部

- 子育て世帯及び移住・定住世帯の利用促進に向けて制度を拡充しました。
 ○若者、子育て世帯等をターゲットとした拡充内容となっており、市町村の補助制度との併用も可能となっていることから、県と市町村の施策が相互に効果を高め合うよう、積極的なPRをお願いします。
 ○また、今冬の大雪で被害を受けた住宅の復旧工事についても引き続き支援をしておりますので、広報等により当制度を住民の皆様にご周知くださいますようお願いいたします。

【令和8年度住宅リフォーム事業一覧】 赤文字が拡充内容です。

	①子育て世帯		②移住・定住世帯		③断熱・省エネ (持ち家型)	④防災減災 (持ち家型)	⑤災害復旧 (持ち家型)
	持ち家型	中古住宅購入型	定着回帰型	中古住宅購入型			
補助対象者	18歳以下の子と同居している 親子世帯【持ち家型は子2人以上 から子1人以上へ拡充】		在学期間を除き3年を超えて県外に 居住し、県外から県内に住所を移動し ようとする者等		住宅の所有者等	住宅の所有者等	被災住宅 の所有者等
補助対象 工事等	増築・改築・修繕・模様替工事 など				断熱化工事 省エネ化工事	防災減災工事	今冬の大雪被災 からの復旧工事
	工事費50万円以上					工事費 10万円以上	工事費 50万円以上
	県内に本店を置く建設業者等が施工						
補助率 限度額	【補助率】 20% 【限度額】 40万円	【補助率】 30% 【限度額】 60万円	【補助率】 20%	【補助率】 30%	【補助率】 10% 【限度額】 8万円	【補助率】 50% 【限度額】 8万円	【補助率】 10% 【限度額】 8万円
			【限度額】 40万円	【限度額】 60万円			
			18歳以下の子を含む世帯 補助上限額を1.5倍に引き上げ				
			【限度額】 60万円	【限度額】 90万円			

別紙様式

秋田県・市町村協働政策会議の依頼事項について

団体・部局名 警察本部

項 目 名	改正道路交通法の施行等について
提 案 要 旨	令和8年4月から自転車への「交通反則通告制度」が導入され、また、同年9月から生活道路の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられるなど、県民生活にも影響を与える道路交通法の改正が行われていることから、各市町村においても情報発信等について協力を依頼するもの。
理 由 (背景等)	<p>1 自転車への交通反則通告制度の導入について 令和8年4月1日から自転車への「交通反則通告制度」が導入された。 自転車を安全・安心に利用してもらうため、県警察では、昨年9月から「自転車ルールブック」を県警察のホームページに掲載しているほか、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じた広報活動や学校・企業・自治会・老人クラブ等における講話による啓発活動を実施しているところである。 また、4月1日から5月31日までの「自転車の安全利用推進運動強調期間」において、自転車の交通ルールを県民に正しく理解してもらう活動を行っているところであるが、未だ、十分周知されているとは言い難い状況にある。 県民に広く周知するため、各市町村で発行している「広報誌」や「デジタルサイネージ」等への自転車の交通ルールの掲載についてご協力いただきたい。</p> <p>2 生活道路における法定速度の引下げについて 令和8年9月1日から、住民が日常生活に利用する生活道路の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられる。 法定速度の引下げは初めてのことであり、円滑な施行のため、各市町村においてもポスターの掲示や広報誌への掲載等、各種広報媒体を活用した情報発信についてご協力いただきたい。 また、改正道路交通法施行令では、法定速度を引き下げる対象を「中央線や中央分離帯のない一般道路」としているため、何らかの事情により道路管理者による中央線が整備されていない場合は、幅員が広い道路であっても法定速度が引き下げとなることから、適切な区画線の保守管理をお願いしたい。</p>

改正道路交通法の施行等について

秋田県警察本部

1 自転車への交通反則通告制度の導入(R8.4.1施行)

(1) 制度導入後の交通指導取締り状況

4月1日に交通反則通告制度(青切符)が導入されて以降、警察官が街頭活動において、自転車利用者に対して実施した指導取締り件数
(令和8年4月30日現在)

違反内容	飲酒運転	携帯電話使用	無灯火	二人乗り	信号無視	一時不停止
自転車安全運転指導票(※)	1	30	32	4	41	156
検挙件数	1	0	0	0	0	0
違反内容	歩道通行	右側通行	歩道通行方法	並進禁止	その他	合計
自転車安全運転指導票(※)	9	153	2	175	82	685
検挙件数	0	0	0	0	0	1

※ 違反行為に対し、検挙に至らないものについて注意喚起のため交付

(2) 制度導入後の広報啓発活動

○ 「中学生・高校生向け自転車交通ルールブック」を配布

県内の中学校及び高校に入学した1年生を対象に高校48校(5,987人)、中学校101校(5,940人)に対して、JA共済から寄贈を受けたルールブックを配布し、自転車の交通ルールの周知を図った



○ 「エフエム秋田(ラジオポリス)」での周知

交通企画課課長補佐がラジオ番組に出演し、「自転車の安全な利用促進」を取り上げ、交通反則通告制度による青切符の適用、自転車の基本的な交通ルールを説明し、安全利用を呼び掛けた

○ 自転車通行方法に関するチラシ

「自転車は、原則、車道の左側を通行」ということに加え、「歩道通行が可能な場合」を周知させるため、自転車の通行方法を説明したチラシを作成して、県警ホームページやSNSの「X」に掲載したほか、県内各警察署の中学校及び高校における交通安全教室で配布、活用して周知した

2 生活道路における法定速度の引下げ(R8.9.1施行)

(1) 制度の概要

生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引下げ

～生活道路とは～ 主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯がない道路



中央線や中央分離帯がない一般道路は法定速度が30km/hとなる。



これまでどおり、法定速度が60km/hとなる道路

○ 中央線や中央分離帯などが設けられている一般道路

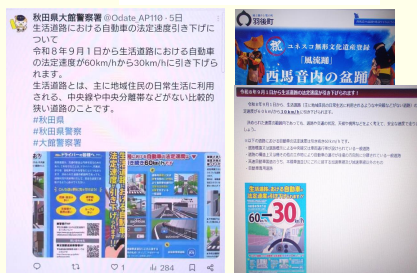


○ 高速道路の一部車線

○ 自動車専用道路

(2) 円滑な施行に向けた取組

県民に対する周知



県警ホームページやSNSに掲載

市町村ホームページに掲載

市町村庁舎のデジタルサイネージに掲載



各種イベントでチラシを配布

道路管理者との連携

- 県、市町村に文書を送付(R7.8.19)
 - ・中央線のない一般道路における法定速度引下げについて説明
 - ・農道、林道、港湾道路等の区画線の整備状況について情報提供を依頼
- 秋田県道路交通環境安全推進連絡会議(R8.3.6)
 - 交通規制課の担当者が県、市町村の担当者に法定速度引下げ及び区画線の整備について説明
- 今後の予定
 - 令和8年6月以降、交通規制課から県、市町村に、法定速度の引上げを要すると認める路線について区画線の整備に関し調整を依頼

令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!



16歳以上
が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等 (保持)



反則金
12,000円

信号無視



反則金
6,000円



警察庁 自転車 交通安全

検索

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自転車の指導取締りの基本的な考え方



自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、**「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。**

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

交通反則通告制度とは

「反則行為^{*1}」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

交通反則通告制度

反則行為



青切符

反則金を納付

終結

刑事手続

重大な違反^{*2}や交通事故を起こしたとき

※2 重大な違反(非反則行為)：酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等(交通の危険)、ひき逃げ等



赤切符等

反則金を不納付

刑事手続へ

出頭・取調べ、
裁判、罰金の納付等

反則行為と反則金の一例

12,000円

●携帯電話使用等(保持)

7,000円

●遮断踏切立入り

6,000円

●信号無視 ●安全運転義務違反
●通行区分違反(逆走、歩道通行等)
●横断歩行者等妨害等

5,000円

●指定場所一時不停止等
●無灯火 ●自転車制動装置不良

3,000円

●並進禁止違反
●軽車両乗積制限違反(二人乗り等)

自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。

受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう！

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

令和8年9月1日
(2026年)
改正道路交通法施行令施行

60 km/h

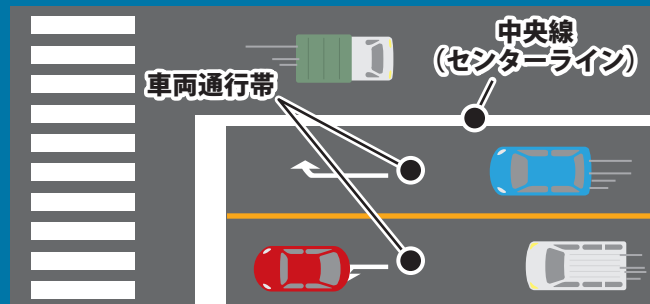
30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路

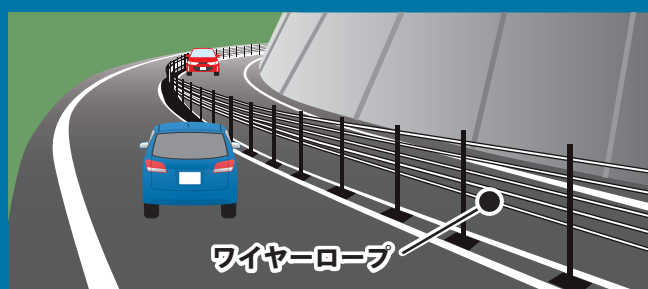
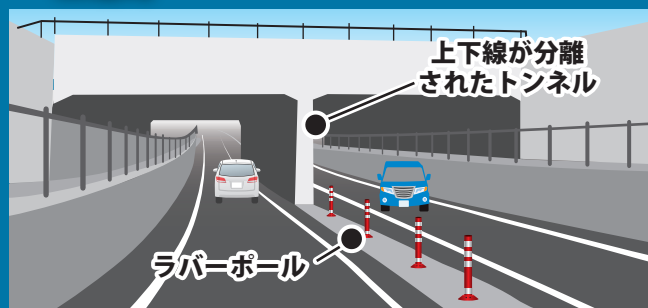


3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般
道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

2

道路の構造上又は
柵その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



4

自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による
指定がある場合は、その速度に
従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定
されている道路では、その速度が最高速度とな
ります。

例えば、道路標識により最高速度が 40km/h と
指定されている中央線がない道路では、最高速
度は 30km/h ではなく 40km/h となります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識が
あった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が
50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。

自転車通行の基本



自転車はどこを走ればいいのか？
車道？歩道？
ここは走っていいの？

※ここでいう自転車は「普通自転車」を指します。

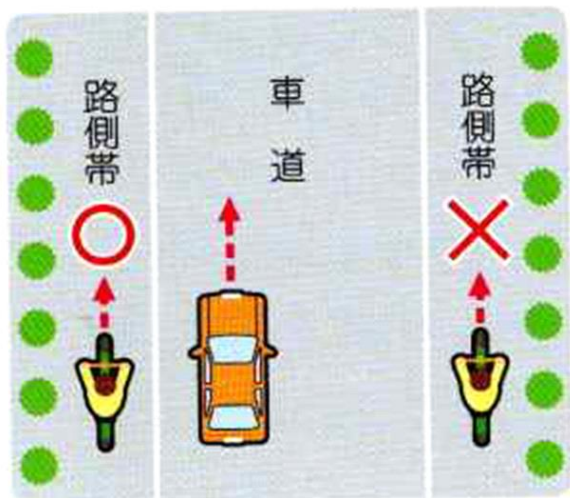


あきた交通安全大使 相場詩織さん

自転車が走る場所をしっかりと確認しましょう！

自転車は

※ 原則、車道の左側を走る ※



自転車は「軽車両」です。
車と同じように、**車道(路側帯を含む)**を通行しなければいけません。

- ・路側帯がなくても車道の左側を走る。
- ・車に抜かれる時はできる限り左側に寄る。
- ・車の進行を妨害した場合、違反になる可能性があるよ！

じゃあ、自転車で歩道を走っちゃダメなの？
歩道は歩いている人だけなの？



自転車で歩道を走ることができる場合には条件があります！
次のページを見てみましょう！



秋田県警察

～交通部交通企画課～



歩道通行の例外



この標識が付いている歩道では、自転車は歩道を走ることができます！
ただし、自転車は歩道の車道側を走行しなければなりません。

← 自転車の歩道通行可を示す標識

基本は歩道は、

- ・「歩行者が優先」です。
- ・すぐに停止できるような速度で進行（徐行）しなければなりません
- ・歩行者の通行を妨げそうな時は、一時停止しなければなりません



標識がなくても歩道を走っていい時があるよね！



ヘルメットも
忘れないで！



① 自転車を運転している人が
13歳未満の子ども、70歳以上の人、
一定の身体障害を有する人

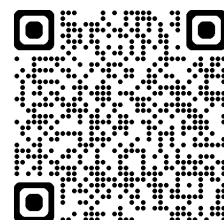


② 車道で道路工事をしている時、
車道の幅が狭く、車通りが多いなど
車道通行が危険な場合



標識の設置状況などは、道路環境によって異なります。
お住まい地区の設置状況についてのご質問は、管轄する
警察署に問い合わせてください。

自転車のルールブックは
こちらから→



秋田県警察

～交通部交通企画課～



総合計画の推進について（依頼）

（令和8年度 第1回 秋田県・市町村協働政策会議総会 報告事項）

令和8年5月18日

総合政策課

- この4月から、県の新たな総合計画「秋田県総合計画 ～秋田再興への第一歩～」がスタートしています。
- 計画の推進に当たっては、地域の実情を踏まえたきめ細かな施策を実施している各市町村との連携・協働に取り組んで参ります。
- なお、県では、計画の推進に当たり、計画に掲げる数値目標を月次で把握・分析するなど、短いスパンで進捗管理を行うこととしています。
- ついては、この進捗管理に当たり、今後、各市町村において管理されているデータのご提供について、県から依頼をさせていただく場合もあることから、ご協力をお願いいたします。



総合計画の
全体版は
こちらから▶



県・市町村によるDX推進体制について

政策企画部

県内のDX推進を加速させるため、県から市町村にデジタル人材を派遣し、市町村のDXの推進等に関する支援を行う

令和8年度

DX推進体制の本格運用開始

- ・デジタル人材・DX支援(委託事業)
- ・DXアクセラレータ※による支援

※総務省が認定した市町村DX支援に従事する県職員等

令和7年度

県・市町村によるDX推進体制構築事業

- ・支援の方向性検討
- ・先行支援(DX推進計画等)

令和6年度

市町村ヒアリング&アンケート実施

- ・現状・課題を整理

Ⓐ市町村向けデジタル人材・DX支援 (対象市町村確定：委託事業者名 株式会社フィデア情報総研)

- ①CIO補佐官派遣（6市町）
推進体制構築、全体計画の策定 等
- ②プロジェクト伴走支援（6市町）
フロントヤード改革、内部事務効率化 等
- ③スポット相談（9市町村）
セキュリティ対策やIT調達の技術的助言 等
- ④高度デジタル専門人材研修（11市町村）
職員のDXスキル底上げを図る研修 等

ⒷDXアクセラレーターによる支援 (全市町村対象 ※Ⓐ内容は対象外)

- ①推進体制の統括
課題に応じた最適な人材マッチングと伴走支援全体のプロジェクトマネジメント
- ②準備段階の市町村への支援
これからDXに取り組む市町村の課題抽出、ロードマップ提案などの現場支援

< 参 考 >

- ◇デジタル人材の育成・確保に関する基本的な考え方(総務省：抜粋)
 - 首長等が積極的に関与**、人事担当部局と関係部局が連携
 - 単独では人材の育成・確保が困難な市区町村への【都道府県】の支援**、市区町村間の連携の強化
- ◇市町村における**特別交付税措置 (R7 → R11まで延長)**
 - ・CIO補佐官等の外部人材の任用等

対象経費	対象経費（詳細）	措置額	対象経費の上限額	対象期間
①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の 任用等を行うための経費 として次に掲げるもの ^(※2) ・ 特別職非常勤職員 として任用する場合 → 報酬等（期末手当等を含む。） ・ 外部に業務委託する場合 → 委託料等	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	なし	R11年度まで
②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の 募集を行うための経費	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	100万円	R11年度まで

・デジタル化の中核を担う職員の育成

対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
○ DX推進リーダーの育成に係る研修に要する経費、民間講座の受講料、資格取得のための受験料 (初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象) 等 (想定される経費) ・ 育成プログラム実施に係る 委託費又は負担金 ・ 民間事業者、大学等の 講座受講料 ・ 人材育成事業に必要なその他の経費（育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費等）	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	なし	R11年度まで

民生委員・児童委員の就任及び活動について

1 民生委員・児童委員とは

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

地域住民の「身近な相談相手」や「支援へのつなぎ役」として、活動しています。

○活動例

- ・高齢者の見守り・子育てや介護に関する相談対応
- ・福祉制度の紹介や情報提供・こどもたちの健全な成長のサポート
- ・自治体の個別避難計画作成への協力 など

2 現状と課題

- ・令和7年12月時点の民生委員・児童委員は、定員3,400名に対し、324名の欠員が生じており、担い手不足が心配されている。
- ・また、委員の年齢が高齢化している。
- ・要因として、人口減少・少子高齢化に加えて、定年延長等の働き方の変化が挙げられている。
- ・活動が平日になる場合もあるため、今後、民生委員・児童委員の担い手を安定的に確保していくためには、就労との両立をしやすいとする取組が不可欠である。

3 市町村への依頼事項

市町村に勤務される方が民生委員・児童委員に就任し、同委員として活動される際の特別休暇の付与や職務の免除等、同委員の就任及び活動が円滑に推進されるよう御配慮をお願いします。

また、市町村区域内の企業、団体等に勤務される方に対し同様の配慮がなされるよう、当該企業、団体等への働きかけをお願いします。

※補足 県の取組

- 県職員が民生委員・児童委員の活動を行う場合は、特別休暇（名称：ボランティア休暇（年5日間、時間単位の取得可能））の利用が可能
- 県知事と県民生児童委員協議会会長との連名で、商工会議所連合会、商工会連合会及び中小企業団体中央会へ、活動等に対する協力依頼の文書を出す



地 福 ー 1 9 5 5
秋民児協発第105号
令和8年3月2日

【参考】根拠法令(抜粋)

民生委員法

第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。
第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

児童福祉法

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。
2 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

秋田県商工会議所連合会
会長 辻 良之 様

秋田県知事 鈴木 健太
(公印省略)

秋田県民生児童委員協議会
会長 柏木 清一
(公印省略)

民生委員・児童委員の就任及び活動に対する支援・協力について(依頼)

平素より本県及び本会で実施しております民生委員・児童委員の関係事業に御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の身近な相談相手として地域の多様な相談に応じ、その解決に向けて取り組んでいます。近年、ひとり暮らし高齢者や障害のある方の生活課題や孤独・孤立の問題、ひきこもり、ヤングケアラーの課題など、住民一人一人を取り巻く環境の変化は著しく、複雑かつ多様化しています。その中で、民生委員・児童委員による見守りや相談支援の重要性はかつてないほど高まっております。

本県では、令和7年12月1日付けの一斉改選により2,428名が民生委員・児童委員に就任され、このうち471名が新たに民生委員・児童委員としての活動を開始されております。

しかしながら、一斉改選時の充足率は90.5%に留まり、現在も各市町村において補充の人選が進められています。

つきましては、民生委員・児童委員に就任を希望する従業員がいらっしゃる場合には、活動への参画に向けた特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

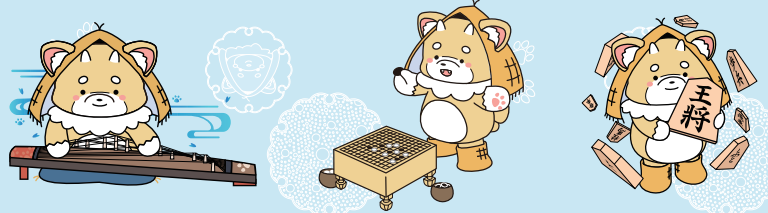
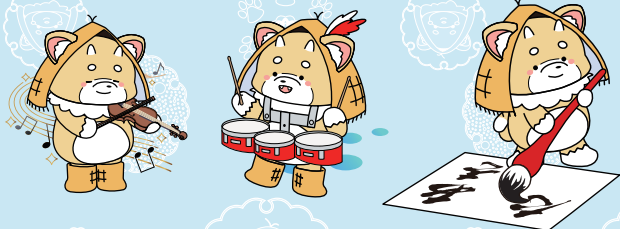
また、1,272名の民生委員・児童委員が働きながら活動しており、仕事との両立を図る方が増加しております。特に、住民に対する相談支援や、定例会等の会議・研修への出席等の活動に際し、休暇の付与や勤務時間への配慮など、職場としての柔軟な御対応を御検討いただけますと幸いです。

本県及び本会としましては、住民一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現には、行政と民間企業等による密接な連携が欠かせないものと考えております。貴会ならびに会員企業の皆様におかれましては、持続可能な地域社会を支えるパートナーとして、民生委員・児童委員の活動に御理解いただき、地域福祉全般の円滑な推進に引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課
調整・地域福祉チーム 小林・山谷
TEL 018-860-1342 FAX 018-860-3844
秋田県民生児童委員協議会
事務局(秋田県社会福祉協議会内) 石岡
TEL 018-864-2714 FAX 018-864-2742

第50回全国高等学校総合文化祭

あきた総文2026



開催期間

令和8年7月26日(日)~令和8年8月1日(土)

